

平成31年度看護関係予算案について

平成31年1月
厚生労働省

平成31年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 **一部新規** **拡充** 492百万円(347百万円)

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の確保を図るため、看護師の特定行為研修を実施する研修機関の設置準備に必要な経費や運営に必要な経費に対する支援を行う。また、特定行為に係る看護師の研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保を図るため、研修制度に関するシンポジウム開催や研修受講に関する情報発信に対する支援を行う。

- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 58百万円(58百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に対する支援を行う。

- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金104億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① 看護教員等養成支援事業(通信制教育) **拡充** 80百万円(8百万円)

看護教員等の養成における通信制教育(eラーニング)の実施に対する支援を行う。また、医療・看護を取り巻く環境の変化を踏まえ、eラーニング内容の見直しに向けた検討や、その検討を踏まえた新たなeラーニング内容の作成に対する支援を行う。

- ② 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円(11百万円)

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。

- ③ 在宅看取りに関する研修事業 22百万円(22百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

- 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 **新規** 27百万円(0百万円)

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定するとともに、先進的な取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。

2. 看護職員の復職支援等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 **拡充** 348百万円（211百万円）
看護師等の未就業者の就業促進など看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターの取組の支援・指導・調整などに対する支援を行う。また、相談員の資質向上や訪問看護等へのマッチング強化を図るための都道府県ナースセンター相談員に対する研修の実施、無料職業紹介システム（eナースセンター）等の安定的運用や利便性向上に向けたOSのバージョンアップに対する支援を行う。
- ② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金230億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。
- ② 助産師活用推進事業（旧助産師出向等支援導入事業） ※医療提供体制推進事業費補助金230億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

- ① 外国人看護師受入支援事業 166百万円（166百万円）
62百万円（62百万円）
外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。
- ② 外国人看護師候補者学習支援事業 104百万円（104百万円）
外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ※医療提供体制推進事業費補助金230億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

公費 1, 034 億円（国 689 億円、地方 345 億円）
（公費 934 億円（国 622 億円、地方 312 億円））

各都道府県が策定した地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。また、病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても、併せて推進する必要がある。2025年に向けて、地域医療構想の達成を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

（参考）【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
- 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援

③ 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
- 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
- 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
- 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
- 看護師宿舍の整備に対する支援
- 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
- 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
- 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
- 医療勤務環境改善支援センターの運営

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

① 救急医療業務実地修練等経費

- ・ 看護師救急医療業務実地修練研修事業 ※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数
救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。
- ・ 保健師等救急蘇生法指導者講習会 ※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数
保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会を実施する。

② ドクターヘリ事業従事者研修事業 7百万円（7百万円）

ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。

③ 外傷外科医養成研修事業 11百万円（11百万円）

重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。

④ NBC災害・テロ対策研修事業 7百万円（6百万円）

NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業 ※DMAT体制整備事業 364百万円の内数

災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業 6百万円（6百万円）

災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、DMATや災害医療コーディネーターに対して適切な情報提供を行えるリエゾン（調整役）を養成するための研修を行う。

⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業 23百万円（23百万円）

小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。

⑧ 人生の最終段階における医療体制整備等事業 100百万円（66百万円）

患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、患者の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。

⑨ 院内感染講習会事業 26百万円（26百万円）

医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

平成31年度予算案 491,541千円 (平成30年度予算額 346,820千円)

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。
- また、特定行為研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保のため、研修に関する情報共有・情報発信を行う。

事業概要

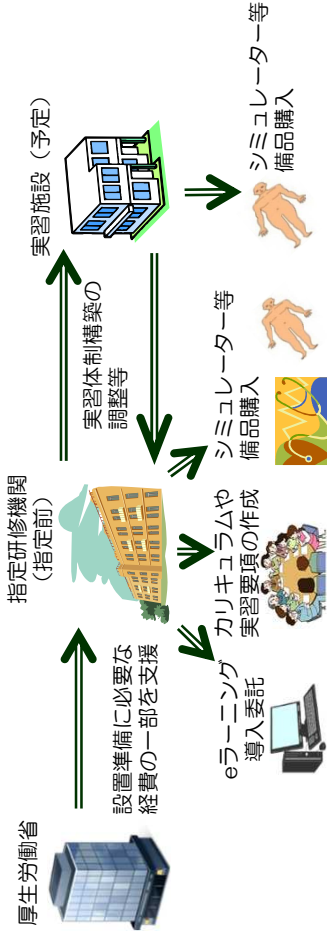
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

予算案 145,371千円 (95,102千円)

【1施設あたり基準額 5,008千円 (4,468千円)】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業 (指定研修機関指定前の補助)



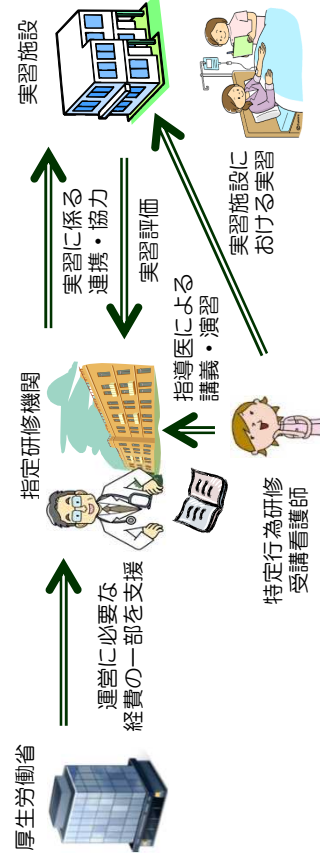
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

予算案 334,485千円 (251,718千円)

【1施設あたり基準額 4,954千円 (4,954千円)】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導者に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業 (指定研修機関指定後の補助)



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【新規】

①研修機関間の情報共有、研修機関の拡大事業

- ・目的：指定研修機関の情報共有や特定行為研修の普及・促進
- ・概要：医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウムの開催
- ・委託先：公募により選定した団体

②研修受講者確保事業

- ・目的：特定行為研修修了者を確保するため、看護師が研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整備する
- ・概要：指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、特定行為研修のポータルサイトを設置・運営
- ・委託先：公募により選定した団体

予算案 11,685千円 (0千円)

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

平成31年度予算案 58,088千円 (平成30年度予算額 58,088千円)

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

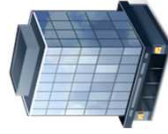
指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省

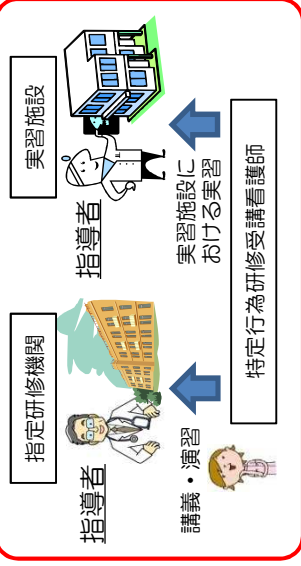


公募により選定
指導者講習会の
実施に必要な
経費を支援

委託先団体



指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ・研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ・特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

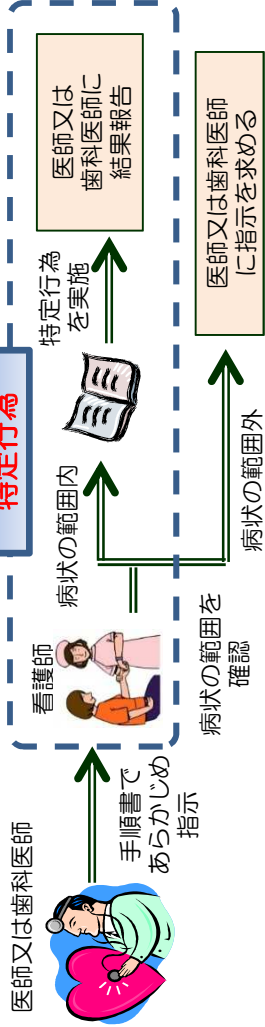
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金のメニュー事業）

平成31年度予算案 医療提供体制施設整備交付金 104億円の内数
 （平成30年度予算額 32億円の内数）

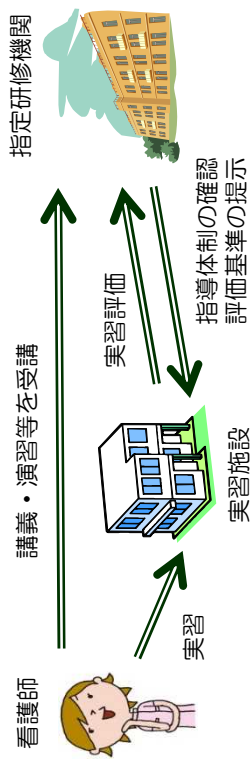
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要経費について支援する。

○「特定行為」の概要



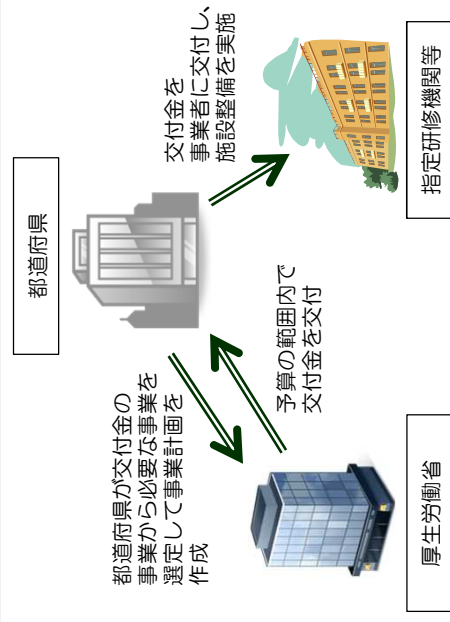
○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要経費に対する支援を行う。

- (交付先) 都道府県（指定研修機関等（予定を含む））
- (対象経費) 研修を実施するためのカンファレンスルームやeラーニングの設置、研修受講者用の自習室等の新築・増改築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費
- (調整率) 0.5



看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1/2）

（36都道府県87機関（2018年8月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
北海道	旭川赤十字病院	1区分	2018/2/19
	医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3区分	2018/8/30
	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究所看護学専攻	13区分	2015/10/1
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2
岩手	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	8区分	2018/2/19
	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	7区分	2015/10/1
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10
	秋田赤十字病院	1区分	2018/8/30
秋田	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1区分	2018/2/19
	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27
福島	医療法人平心会 須賀川病院	4区分	2016/8/4
	公益財団法人星総合病院	4区分	2016/2/10
茨城	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27
	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	14区分	2016/8/4
栃木	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	2区分	2018/8/30
	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1
群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1区分	2016/8/4
	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13区分	2015/10/1
千葉	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7区分	2016/2/10
	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	3区分	2016/2/10
東京	一般社団法人日本慢性期医療協会	9区分	2015/10/1

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
東京	医療法人財団慈生会 野村病院	1区分	2018/2/19
	医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2
	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1
	公益社団法人日本看護協会	14区分	2015/10/1
	社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	3区分	2017/2/27
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	3区分	2017/8/2
	セコム医療システム株式会社	8区分	2017/8/2
	独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10
	日本赤十字社	5区分	2018/2/19
	武蔵野赤十字病院	5区分	2018/2/19
神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2
	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2
富山	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2
	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1区分	2018/8/7
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2
	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27
石川	公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2
	国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2/2）

（36都道府県87機関（2018年8月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
福井	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	3区分	2016/8/4
	市立敦賀病院	1区分	2018/8/30
長野	伊那中央病院	4区分	2018/8/30
	学校法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻	8区分	2018/2/19
岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	1区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	1区分	2018/8/30
静岡	学校法人 聖隷学園 聖隷クリスミア大学	1区分	2018/8/30
	公益社団法人有隣厚生会富士病院	10区分	2018/8/30
愛知	学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	9区分	2016/2/10
京都	医療法人社団洛和会 洛和会普羽病院	7区分	2015/10/1
	社会医療法人愛仁会	11区分	2016/2/10
大阪	公益社団法人 大阪府看護協会	13区分	2018/2/19
	公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
兵庫	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	医療法人社団慈恵会新須磨病院	2区分	2018/8/30
奈良	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	11区分	2017/2/27
	姫路赤十字病院	5区分	2018/2/19
	公立大学法人奈良県立医科大学	10区分	2015/10/1

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	5区分	2018/2/19
岡山	学校法人 川崎学園	10区分	2017/2/27
山口	総合病院 山口赤十字病院	2区分	2018/2/19
香川	高松赤十字病院	4区分	2018/2/19
	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分	2016/8/4
	医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	1区分	2017/8/2
福岡	社会医療法人 共愛会 戸畑共立病院	1区分	2018/2/19
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2
	福岡赤十字病院	5区分	2018/8/30
佐賀	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	1区分	2018/8/30
	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2
大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	社会医療法人敬和会 大分岡病院	2区分	2018/8/30
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	7区分	2016/8/4
	医療法人沖繩徳洲会 南部徳洲会病院	2区分	2018/8/30
沖縄	国立大学法人琉球大学医学部附属病院	2区分	2018/2/19
	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	2区分	2018/2/19

看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業(通信制教育)

平成31年度予算案 80,301千円
平成30年度予算額 8,111千円

看護師等養成所における看護教員や実習受入施設における実習指導者の質・量を確保するため、看護教員養成講習会(855時間)及び実習指導者講習会(240時間)を都道府県等において実施。

看護教員養成講習会及び実習指導者講習会は、就労しながら講習会を受講できるよう、教育内容の一部(375時間)にeラーニングを導入・提供し、受講促進を図っている。

【課題】

- eラーニング導入から5年が経過し、医療・看護を取り巻く環境の変化を踏まえ、eラーニングの内容や画像を含めた全体的な見直しが必要。
- 平成32年末には動作環境(Flash Player)のサポート終了に伴い、使用不可となる見込み。
- 看護基礎教育検討会(平成30年4月から実施)において、今後の看護教員及び実習指導者のあり方等についても検討する予定。

(参考) 今までのeラーニング事業経緯

H24年度	eラーニング内容・学習ガイドライン作成
H25年度	専任教員養成講習会でeラーニング導入開始
H26年度	実習指導者講習会でeラーニング導入開始
H27年度	特定分野における実習指導者講習会でeラーニングを導入開始

拡充

さらなる看護教員・実習指導者養成促進のために、eラーニングの見直しを行う

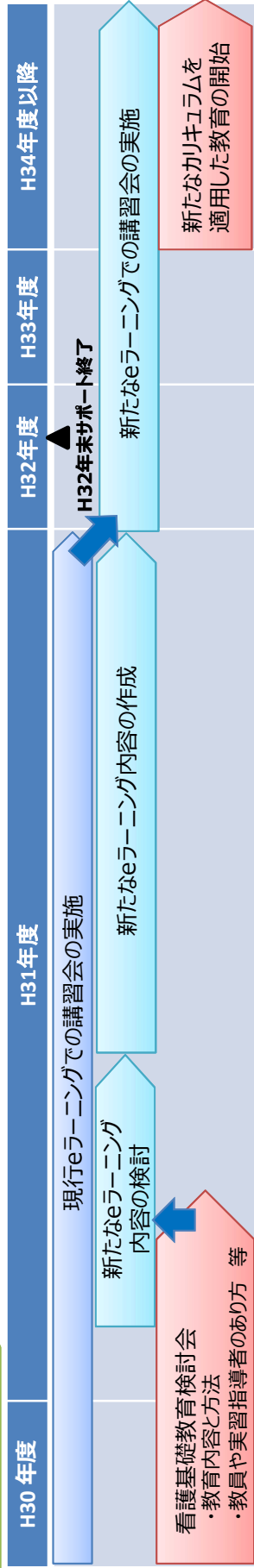
- 看護基礎教育検討会(平成30年4月から実施)における看護教員及び実習指導者のあり方等に関する議論を踏まえ、有識者により新たなeラーニング内容の検討を行う。
- 上記の検討を踏まえ、新たなeラーニング内容を作成する。

新たなeラーニング内容を検討

- 看護教員養成
 - 実習指導者養成
- eラーニングにより
就労しながら受講可能



スケジュール(予定)



委託先

公募により選定した団体

在宅看取りに関する研修事業

背景・事業目的

平成31年度予算案 21,867千円
平成30年度予算額 21,845千円

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れた病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられるとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで、患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

事業概要

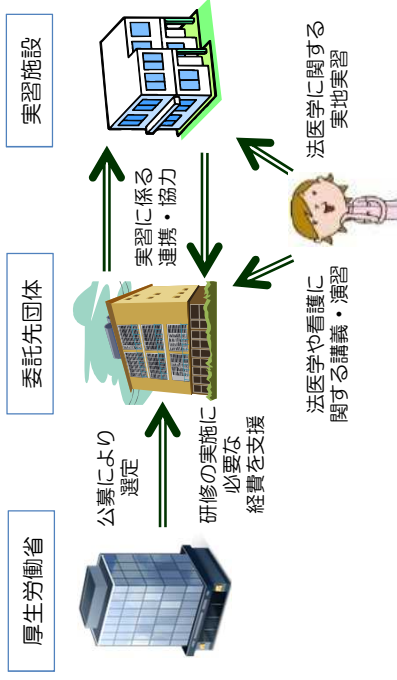
ICTを利用した死亡診断等ガイドライン内に示されている「法医学等に関する一定の教育」として、『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』を実施する。

医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修（イメージ）

講義・演習	+	実地研修
<ul style="list-style-type: none"> ◆法医学に関する一般的事項 死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死 ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令 ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方 (意思決定支援含む。) ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション 		<ul style="list-style-type: none"> ◆2体以上の死体検案 又は解剖への立ち会い ◇1～2日間程度

研修は単位制とし、分割して履修が可能。
厚生労働省医政局より全てのプログラムを履修した場合に修了証が交付される。

○対象者
看護師としての実務経験5年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験3例以上があり、かつ、看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において3年以上の実務経験を有し、その間に患者5名に対してターミナルケアを行った看護師。



※委託先は公募により複数団体を選定予定

看護業務効率化先進事例収集・周知事業【新規】

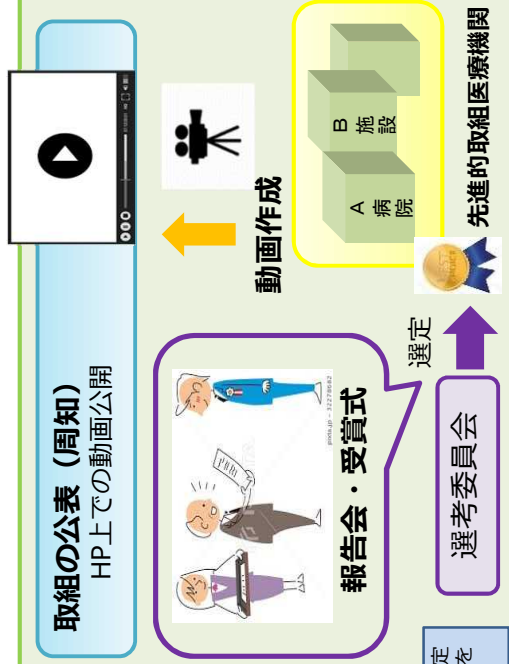
平成31年度予算案 26,821千円 (平成30年度予算額 0千円)

背景

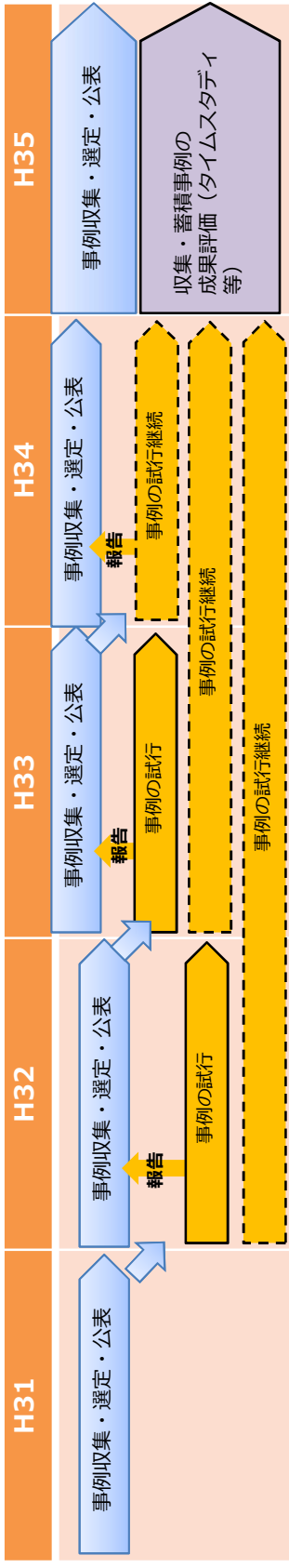
「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める」とされたことを踏まえ、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に向けた取組を推進する必要がある。

事業内容等

- ◆事業目的：
 - 看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定される。
 - このため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。
- ◆事業内容：
 - 看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。
 - <取組例> 申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等
 - > 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
 - > 周知方法は、取組事例の報告会+動画を作成しHP上で公表。



スケジュール(予定)



委託先

公募により選定した団体



中央ナースセンターの機能強化

中央ナースセンター事業
 平成31年度予算案 347,633千円
 平成30年度予算額 210,759千円

現状と課題

- 2025年の地域医療構想の実現のためには、医療提供体制を踏まえた看護職の人材確保が必要であり、そのためには、ナースセンターの復職支援機能をより一層強化する必要がある。

【現状】

- ① 看護職の相談員による専門的な相談支援
- ② 就職斡旋と復職研修の一体的実施などニーズにあった、きめ細やかな対応
- ③ 求人施設にも無料で職業紹介を実施

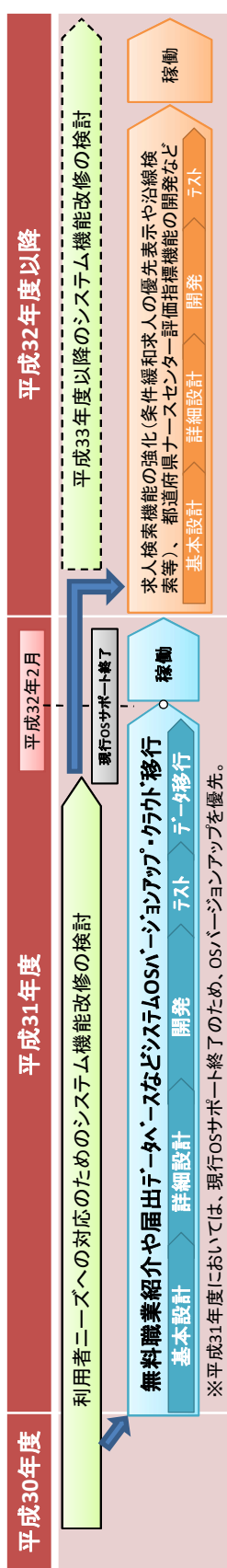
【更なる機能強化のための課題】

- ④ 相談員について、看護職への理解に加え、相談スキルの強化
- ⑤ 求職者側、求人側のマッチングを向上させるため、インターネットを経由した求職者登録の強化
- ⑥ 都道府県ナースセンターの職業紹介業務の横断的な評価

拡充内容

都道府県ナースセンターの機能強化を図るため、中央ナースセンター事業の拡充を図る。

- ナースセンター相談員の資質向上 (①、②、④)
 相談員を対象としたキャリア形成のコンサルテーションや多様な働き方に関する研修を充実させ、求職者側、求人側の双方に専門的・的確なアドバイスを行える人材を育成。
- 訪問看護等の在宅医療を支えるサービスの拡充 (②、③)
 訪問看護等の在宅医療サービスを経験したことがない相談員に対する研修を行うことにより、訪問看護等の仕事をより具体的にイメージし、今後ニーズが増大する訪問看護等の在宅医療を支えるサービスへの適切なマッチングや求人側への勤務環境改善の助言が可能となる。
- インターネットを経由した無料職業紹介や看護師等免許保持者の届出データベースなどシステムのOSのバージョンアップ (⑤)
 現行OSのサポートが終了するため、システムの安定的運用や利便性向上の観点から、OSのバージョンアップを行う。



復職

復職支援の強化

補助先

中央ナースセンター指定機関(公益社団法人日本看護協会)

補助率

定額

ナースセンター事業（概要）

中央ナースセンター事業

平成31年度予算案 平成30年度予算額
 347,633千円 210,759千円

〔ア〕中央ナースセンター 1か所（各都道府県ナースセンターの中央機関）

（イ）都道府県ナースセンター 47か所（看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関）

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

- ① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※人材確保法：看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年）

ナースセンター組織図

中央ナースセンター（人材確保法第20条）

〔事業概要〕

- ① 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ② 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④ 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤ その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

都道府県ナースセンター（人材確保法第14条） ※平成10年度 運営費を一般財源化

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業部

〔事業内容〕

- (1) ナースバンク事業
 - ① 就業相談事業
 - ② 看護力再開発講習会
 - ③ 准看護師養成所専任教員再就業研修
- (2) 「看護の心」普及事業
 - 看護職員リフレッシュ研修会
- (3) 看護職員確保対策連絡協議会
- (4) 電算機（NCCS）の運用

重点地域（支所設置）

〔事業内容〕
 （北海道、東京都、神奈川県、静岡県 等）・再就業相談事業

訪問看護支援事業部

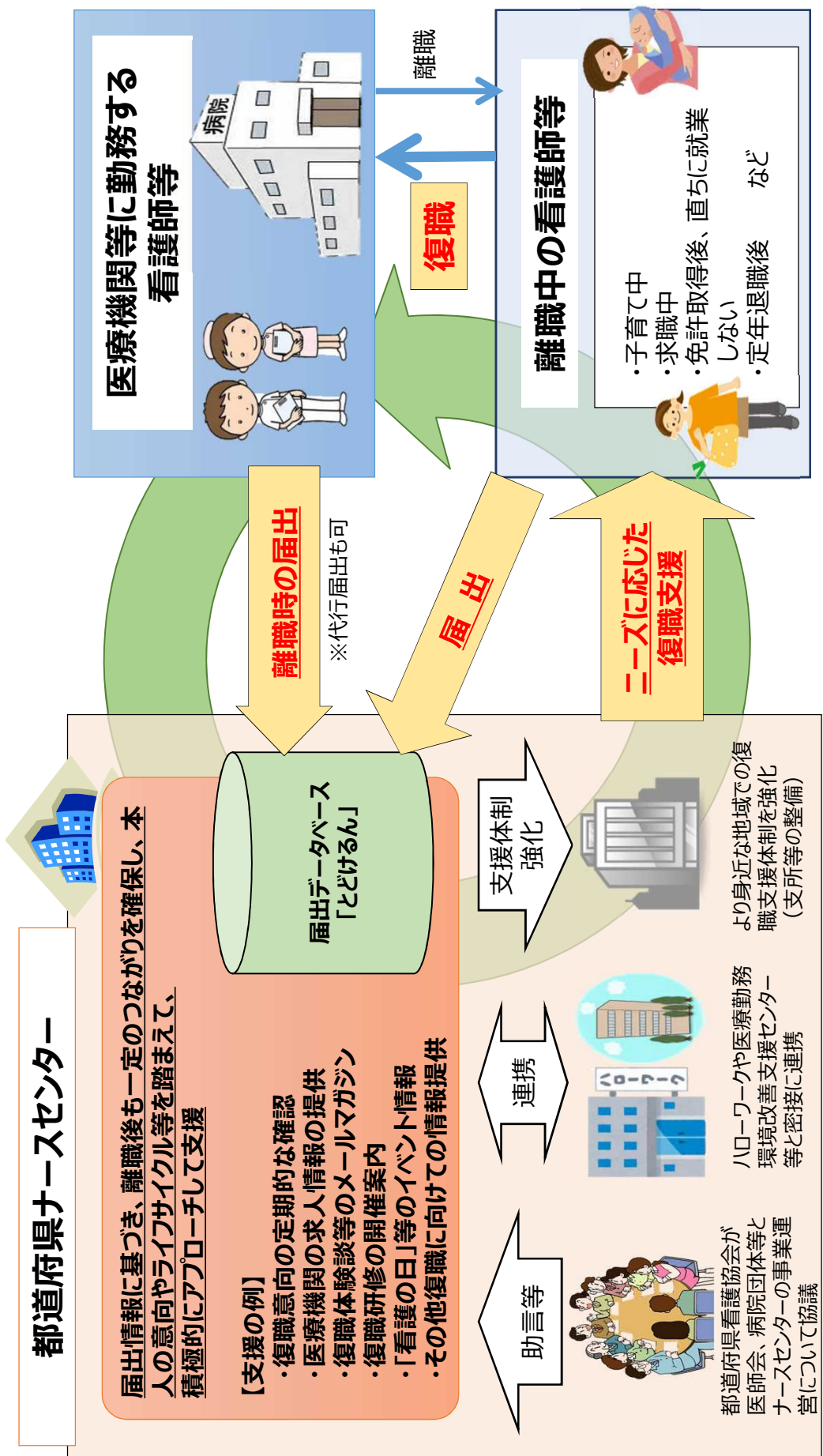
〔事業内容〕

- (1) 訪問看護支援事業
 - （訪問看護師からの相談受付）
 - （訪問看護業務の実態把握）
- (2) 訪問看護相談事業
 - （在宅療養者等に対する相談・普及）
- (3) 訪問看護師養成講習会

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- **看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- **ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修の一体的実施など「ニーズ」に合ったきめ細やかな対応
- 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化



■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

○ 看護職員（保健師、助産師、看護師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

- ① 病院等を離職するなど以下の場合
 - 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
 - 保健師、助産師、看護師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
 - 免許取得後、直ちに就業しない場合
 - 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等
- ② 既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

とどけるん 検索

4 関係者による届出の支援

- ① 以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。
 - 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
 - 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者
- ② 「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

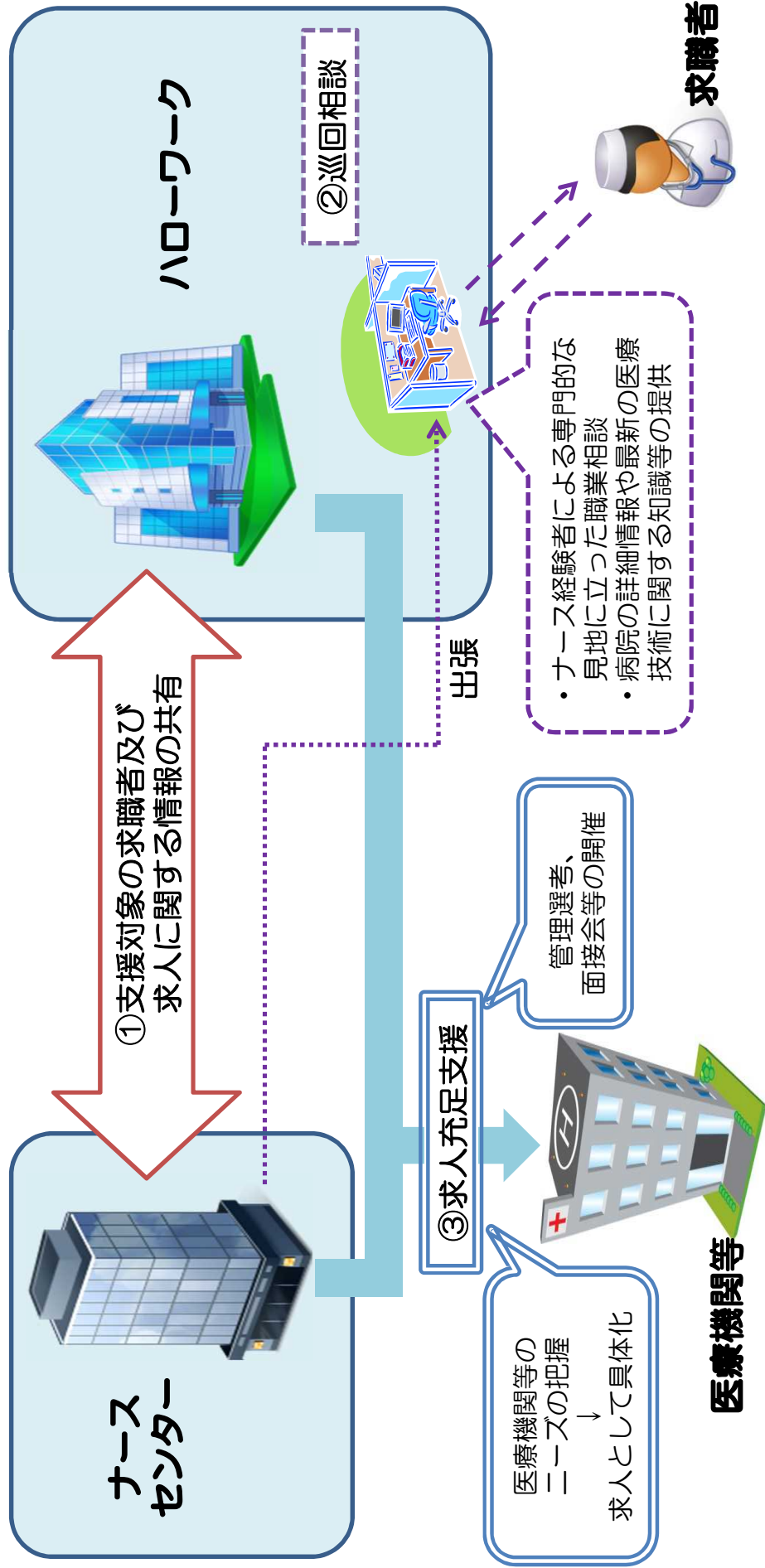
平成31年度予算案 医療提供体制推進事業費補助金 230億円の内数
 人材確保対策コーナー等運営費 34億円の内数

事業目的及び事業内容

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援



助産師活用推進事業

平成31年度予算案 医療提供体制推進事業費補助金 230億円の内数
(平成30年度予算額 229億円の内数)

<助産師活用の背景>

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産、助産師外来、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフト・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

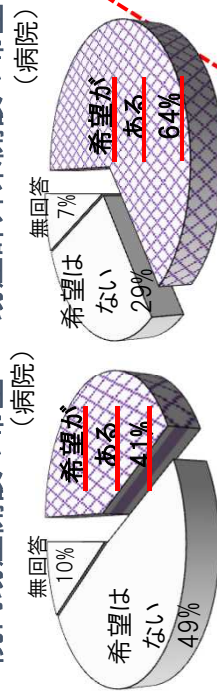
■ 助産ケア中心の妊娠・出産支援 産婦人科診療ガイドラインでは、院内助産システムについてのメリットが示されている。

Low risk妊娠および分娩に対しては、助産ケアを中心とした管理が、予後を損なうことなく妊婦から肯定的(満足度が高い)評価を受けられる可能性がある。研究結果は、「助産師が責任を持ち、妊娠から分娩まで助産師が深く関与した場合は、当該妊婦の満足度が高いこと」を指摘しており、全妊娠および分娩の約3割は全妊娠期間全期間を通じて数回の医師のみ(助産ケアを中心として妊娠および分娩管理を行う)で良好な妊娠予後が得られることを示唆している。(産婦人科診療ガイドライン2017)

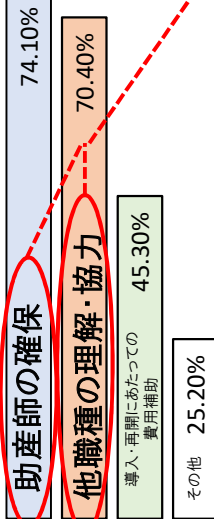
「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。(※医療法における「助産所」には該当しない)

■ 院内助産開設の希望 (病院)



■ 院内助産開設に向けての課題



■ 院内助産・助産師外来の開設数及び導入率

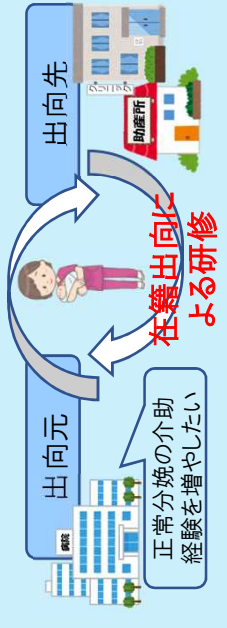
	箇所数	分娩取扱い箇所数	導入率
院内助産	病院	127	12%
	診療所	39	3%
助産師外来	病院	559	54%
	診療所	388	31%

助産師出向の検討、計画立案、運営、評価等

多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

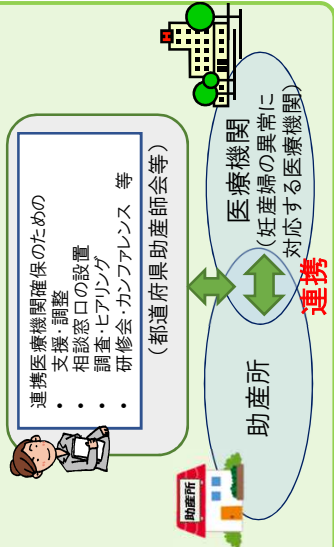
出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 協議会※の設置 ○実践能力の高い助産師を育成
- ※既存の看護職員確保、助産師出向支援等の協議会でも可(都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等)



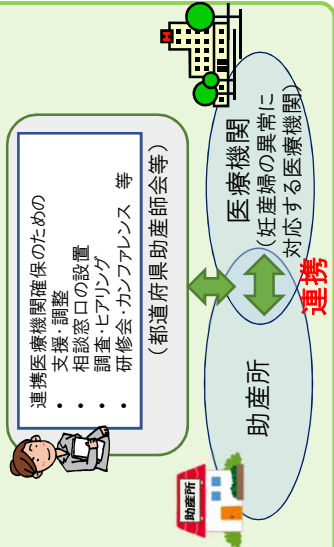
助産所と嘱託医療機関等の連携に係る支援

助産所において、嘱託医療機関等を円滑に確保できるよう支援



助産所と嘱託医療機関等の連携に係る支援

助産所において、嘱託医療機関等を円滑に確保できるよう支援



院内助産・助産師外来の実際及び効果についての理解促進

院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が不可欠

産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

平成31年度予算案 62,355千円(平成30年度予算額 62,372千円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

平成31年度予算案 103,640千円(平成30年度予算額 103,642千円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

平成31年度予算案 医療提供体制推進事業費補助金 230億円の内数
(平成30年度予算額 229億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産・助産師外来の施設・設備整備

院内助産や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

- **看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備**
看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
- **新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施**
看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
- **看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施**
看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
- **看護職員の就労環境改善のための体制整備**
短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
- **各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）**
計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
- **医療勤務環境改善支援センターの運営**
医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
- **看護師等養成所の施設・設備整備**
看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
- **看護職員の資質の向上を図るための研修の実施**
看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
- **看護職員の定着促進のための宿舍整備**
看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。
- **看護職員の勤務環境改善のための施設整備**
病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

平成31年度地域保健対策関係予算（案）の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室
平成30年12月

地域保健対策

19億円※

1. 地域保健対策の総合的な推進

1.9億円

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進する。

（主な事業）地域保健総合推進事業

1.5億円

2. 人材育成対策の推進

56百万円

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

（主な事業）地域保健従事者現任教育推進事業

39百万円

3. 地域・職域連携体制等の推進

65百万円

広域的な地域・職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

（主な事業）地域・職域連携推進事業

64百万円

4. 地域健康危機管理対策の推進

16億円

地域での健康危機管理体制の確保のための体制の整備等を図る。

（主な事業）

保健所の健康危機管理体制確保のための非常用自家発電設備の整備

12億円

5. 被災地の健康支援活動に対する支援【復興】

被災者支援総合交付金（復興庁所管）177億円の内数

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災3県（岩手、宮城、福島）における仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進に必要な経費について財政支援を行う。

・被災地健康支援事業

（交付先）岩手県、宮城県、福島県

※ 他局計上分を含む。

被災地健康支援事業については、被災者支援総合交付金（復興庁所管）177億円の内数として一括計上のため、地域保健対策関係予算の合計額に含まれない。

平成31年度母子保健対策関係予算案の概要



厚生労働省子ども家庭局母子保健課

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
25,639百万円 → 27,597百万円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等への支援を推進する。

1 母子保健医療対策の推進 21,465百万円 → 23,149百万円
～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 子育て世代包括支援センターの全国展開等

3,632百万円 → 3,803百万円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。

※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施。

	(平成30年度)	(平成31年度)
・産前・産後サポート事業	400市町村	→ 477市町村
・産後ケア事業	520市町村	→ 961市町村
・子育て世代包括支援センター開設準備事業	200市町村	→ 200市町村

(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業

297百万円 → 253百万円

生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施。

このうち、「不妊専門相談センター事業」については、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、全都道府県・指定都市・中核市への配置を促進する。

また、女性の心身に関する悩みや予期せぬ妊娠等の相談対応を行っている「女性健康支援センター事業」において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

※平成30年度厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)において、事業の執行状況等を勘案し、適切な予算額にすべきとの指摘がなされたこと等を踏まえ、予算額全体の見直しを行った。

	(平成30年度)	(平成31年度)
・不妊専門相談センター事業	89か所	→ 105か所

(3) 産婦健康診査事業

1,073 百万円 → 1,268 百万円

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(平成 30 年度) (平成 31 年度)

・産婦健康診査事業

214,554 件 → 338,180 件

(4) 不妊治療への助成

16,267 百万円 → 16,376 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について助成を行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額になることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充（15 万円→30 万円）を図る。

(5) 母子保健情報の利活用にかかるシステム改修【新規】

0 百万円 → 1,251 百万円

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市町村システムの改修を支援する。

(6) 新生児聴覚検査の体制整備事業

49 百万円 → 49 百万円

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により都道府県における推進体制を整備する。

(7) 子どもの心の診療ネットワーク事業

116 百万円 → 117 百万円

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

2 未熟児養育医療等

3,665 百万円 → 3,636 百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業)

428 百万円 → 729 百万円

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

4 健やか親子21(第2次)の推進

20 百万円 → 20 百万円

母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施する。また、第2次計画（平成27年度から10年間）の中間評価を実施し、取組の推進に向けた計画の見直し等を行う。

5 その他

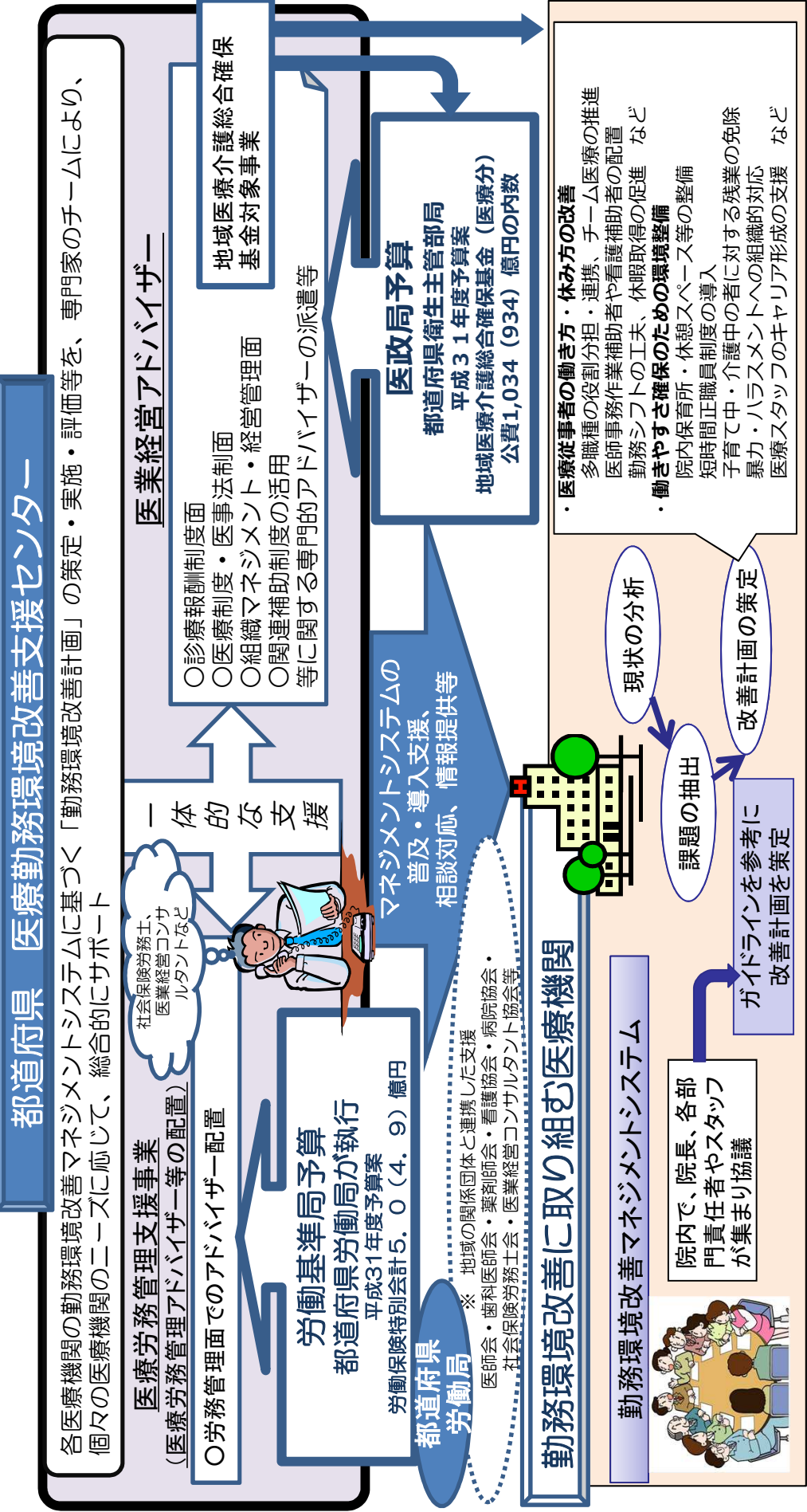
62 百万円 → 63 百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

医療従事者の勤務環境改善に取り組み医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）



- 在宅医療・介護の連携推進については、これまでで政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ

①地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握**
- 地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集
 - 情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有し、課題の抽出、対応策を検討

②地域の関係者との関係構築・人材育成

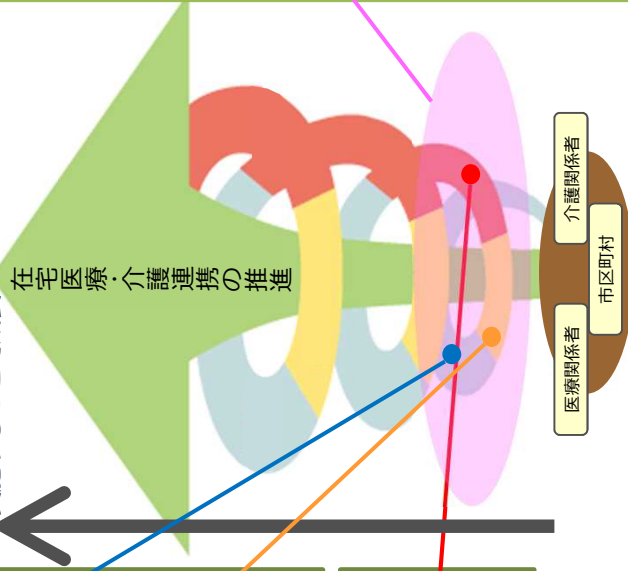
- （カ）医療・介護関係者の研修**
- 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
 - 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

* 地域の実情に応じて②と③を同時並行で実施する場合もある。



* 図の出自：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」（平成27年度老人保健健康増進等事業）報告書を一部改変

PDCAサイクルで継続的に実施することで成長



③（ア）（イ）に基づいた取組の実施

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）在宅医療・介護関係者の情報共有の支援

- 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援

（キ）地域住民への普及啓発

- 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ハンズオン、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- 在宅での看取りについての講演会の開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	<p>専門実践教育訓練給付（平成26年10月制度開始） <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講者を対象></p>	<p>一般教育訓練給付（平成10年12月制度開始） <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講者を対象></p>
<p>給付内容</p>	<p>○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、 受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。</p>	<p>○ 受講費用の20%（上限年間10万円）を受講修了後に支給。</p>
<p>支給要件</p>	<p>在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）</p>	<p>+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）</p>
<p>対象講座数</p>	<p>2,175講座（平成30年10月時点） [累計新規指定講座数 2,950講座 ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数]</p>	<p>11,546講座（平成30年10月時点）</p>
<p>受給者数</p>	<p>13,229人（平成29年度実績）/28,726人（制度開始～平成29年度）※いずれも初回受給者数</p>	<p>99,978人（平成29年度実績）</p>
<p>対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）</p>	<p>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し（〔 〕内は講座期間・時間要件）かつ、類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 （看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等）【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であった定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5）】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 専門学校・職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラム※5を含む） （商業実務、経理・簿記等）【2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 専門職大学院（MBA等） 【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等）※1 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率（正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 （情報処理安全確保支援士等）※2 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 【時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上※3）かつ期間が2年以内】</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT等）※4 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学部の課程※5 【専門職大学・学部：4年、専門職短期大学・学部：3年以内】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</p> <p>※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護職員初任者研修等） ○ 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等） ○ 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等） ○ 製造関係（技能検定等） ○ その他（大学院修士課程等）

「施行後3年後見直し」を踏まえた

専門実践教育訓練指定基準の現行からの変更点の全体像

1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間：1年以上3年以内のもの（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程を含む。）]
目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

2 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間：2年のもの]

就職・在職率：80%以上

3 専門職大学院

[訓練期間：2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]

就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格者率：全国平均以上）

定員充足率：60%以上 認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

4 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程・・・1年以上2年以内のもの、特別な課程・・・時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]
就職・在職率：80%以上（+大学院における正規課程にあつては、定員充足率：60%以上）

5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]
目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

6 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの] 就職・在職率：80%以上

7 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程（新規）

[訓練期間：専門職大学・学科：4年のもの、専門職短期大学・学科：3年以内のもの]

就職・在職率：80%以上 定員充足率：60%以上
認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

人材開発統括官

○ 管理栄養士の養成課程

○ 法令上の最短期間が3年の養成課程であつて定時制により4年課程として開講するもの

告示改正②

○ 介護福祉士実務者研修

統括官定め改正

のうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

○ 専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムとして文部科学大臣が認定したもののうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

告示改正③

○ 在職者の訓練前キャリアコンサルティングの義務化や給付制度上の訓練効果の継続的把握について、検討。取組を通じて得られた結果を再指定に反映（※一部、他の課程類型にも適用。）。

運用等見直し

その他（各課程類型共通）

○ 就職・在職率の算定に当たり、長期履修生については分母計上の対象外とする。

統括官定め改正

○ 専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準を満たさない講座で、一般教育訓練の指定基準を満たすものについては一般教育訓練の指定対象とすることを明確化。

第8回労働政策審議会人材開発分科会（平成30年7月30日開催）資料

告示改正④